

参加
無料

旧優生保護法及び 補償制度に関する研修会

被害者救済のためのリーフレットを用いた周知について

旧優生保護法*のもと、障がいや病気を理由に不妊手術(こどもができなくなる手術)を受けられた方々への補償制度が、昨年1月より開始されました。

被害を受けられた方々は障がいがあったり、高齢の方が多くことなどから、県では、支援関係者の皆様と連携して、医療機関や施設、地域で暮らす障がいのある方やそのご家族に、この補償制度を届けていきたいと考えております。

本研修会では、旧優生保護法の歴史や補償制度、県が作成したマンガを取り入れたリーフレットの活用方法等について学びます。一人でも多くの方が補償を受けられるよう、皆様のご参加とご協力をお願いいたします。

※旧優生保護法：昭和23年から平成8年までの間に成立していた法律

日時

2026年5月21日(木)

14:00～16:00(開場13:30)

会場

アクロス福岡 4階 国際会議場

(住所：福岡市中央区天神1丁目1番1号)

要申込
5月12日
〆切

研修対象者

医療機関、福祉施設(障がい・介護)、社会福祉協議会、
民生委員、自治体、関係団体 などの支援関係者の皆さま

お申込み方法



お申込みはWEBフォームから

URL：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kyuyusei-seminar2605.html>

オンライン(Zoom配信)同時開催

- オンライン参加の申込は先着500名まで
- 後日アーカイブ配信予定

研修の内容(予定)

1 旧優生保護法による被害の歴史

講師：NPO法人日本障害者協議会代表 藤井 克徳氏

2 被害を受けられた当事者の声

3 ・補償金支給制度の説明
・リーフレットを活用した周知

4 今後に向けて各団体等から



ふじい かつのり
藤井 克徳氏

1949年福井市生まれ。1982年1月、都立小平養護学校教諭を退職。
日本初の精神障がい者のための共同作業所「あさやけ第二作業所」の開設や、共同作業所全国連絡会(現在のきょうされん)の結成に尽力。
現在はNPO法人日本障害者協議会代表、日本障害フォーラム副代表、きょうされん専務理事などを務める。



福岡県

Fukuoka Prefecture

お問合せ

☎ 092-643-3307 福岡県 福祉労働部 子育て支援課 母子保健係

FAX 092-643-3260 ⑨9:00～17:00 ※月～金曜日(祝日除く)